

地方公共団体金融機構 平成 3 1 年度業務概要

- 1 新たな経営理念について 1
- 2 平成 3 1 年度の貸付予定について 2
- 3 平成 3 1 年度地方支援業務について 3
- 4 地方金融機構債について 6
- 5 平成 3 1 年度における公庫債権金利変動準備金
の国への帰属について 7

※ 平成 3 1 年度の予算、事業計画等については、平成 3 1 年 3 月に開催予定の
代表者会議において決定します。



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

<http://www.jfm.go.jp/>

新たな経営理念について

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

(平成30年3月策定)

1 地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

2 資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

3 強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

平成31年度の貸付予定について

■ 平成31年度地方債計画における機構資金

平成31年度地方債計画における機構資金は、1兆8,393億円

(単位：億円)

区分	平成31年度 (A)	平成30年度 (B)	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C) / (B)
機構資金	18,393	17,799	594	3.3%
〔内訳〕				
一般会計債	6,017	4,981	1,036	20.8%
公営企業債	8,077	7,356	721	9.8%
臨時財政対策債	4,299	5,462	▲1,163	▲21.3%

※ 平成30年度及び平成31年度の地方債計画は通常収支分及び東日本大震災分の計である。

■ 貸付対象事業の拡大

平成31年度同意等債から「緊急自然災害防止対策事業」、
「過疎対策事業（診療施設）」を貸付対象に追加

【貸付条件（予定）】

	利率	償還期限	据置期間
緊急自然災害防止対策事業	機構特別利率	30年	5年
過疎対策事業（診療施設）※	機構特別利率	30年	5年

※原則として公営企業債の病院事業と同様

■ 貸付条件の見直し

平成31年度同意等債から一部事業の償還期限を延長

対象事業		現行	改正後
公共事業等	社会福祉施設整備事業	20年	25年
教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業 (幼稚園その他の学校施設等)	20年	25年
	社会福祉施設整備事業	20年	25年
	一般廃棄物処理事業	15年	20年

平成31年度 地方支援業務について

地方公共団体金融機構では、地方公共団体の健全な財政運営の確保に向けて、地方公共団体の財政運営全般にわたるサポート事業として、団体のニーズに合わせた地方支援業務を実施しています。

平成31年度 新規・拡充事業

1. JFM地方公営企業セミナー

- ◆現行のJFM地方自治体財政セミナーから地方公営企業分野を独立させ、新たなロードマップに対応した地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援のための実務講習会を総務省と共同で全国8ブロック（予定）で開催するなど内容の充実を図ります。

2. 出前講座の集約的開催

- ◆財政運営、資金調達、資金運用などに関する出前講座について、都道府県（市町村担当課）と連携した集約的な開催を増やします。

3. 先進事例検索システムの本格運用

- ◆地方公営企業における広域化・民間活用の事例や第三セクターにおける経営健全化に向けた取組事例等を掲載した『先進事例検索システム』（※）の本格運用を実施します。 ※ H31年2月上旬に機構HPにおいて提供開始予定

その他、以下のような地方支援業務も実施します。いずれも詳細は別途ご案内いたします。

調査研究

以下のような調査研究を実施し、その成果を蓄積・活用するとともに、地方公共団体に随時提供することとしています。

1. 地方財政等に関する調査研究

地方公共団体の財政運営の参考となるテーマについて調査研究を実施し、先進事例の収集・蓄積や情報提供の充実を図ります。

また、地方公営企業制度のあり方に関する事項について調査研究を実施します。

<参考：平成30年度の事例>

- ・『地方公共団体における財政収支見通しの作成に関する調査研究』（報告書HP掲載）
- ・『職員給等に着目した人件費の長期推計に関する調査研究』（報告書HP掲載予定）

2. 地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向等について調査研究を実施します。

3. 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関の最新の動向等について調査研究を実施します。

1. JFM地方財政セミナー

先進的な取り組みを行っている地方公共団体からの報告、制度官庁からの制度等の解説、有識者による講演等を織り込んだセミナーを開催します。

【予定テーマ】 地方公会計制度の活用及び公共施設等の再編・統合（全国3カ所）
（※管理職向けの公共施設等の再編・統合について東京開催を検討中）

2. 資金調達・運用入門研修

初めて資金調達や資金運用業務に携わる職員を対象とした研修を実施します。

【資金調達】 <内容> 財政や資金調達に係る基本的な事項（財政制度編と金融編）
<開催時期> 春頃 全国4ヶ所 秋頃 東京

【資金運用】 <内容> 制度や資金運用に係る基本的な事項（関係法令・債券運用の基礎等）
<開催時期> 秋頃 全国4ヶ所

3. 宿泊型研修

地方公共団体の職員が財政運営や資金調達等を行う上で必要不可欠な財政・金融知識を習得するための研修を実施します。

①『資金調達・運用戦略の基本』

〔場所〕 市町村職員中央研修所（千葉県：JAMP）

〔日程〕 平成31年7月10日（水）～12日（金）《2泊3日》

②『自治体ファイナンス基礎講座～よりよい資金調達・運用を目指して～』

〔場所〕 全国市町村国際文化研修所（滋賀県：JIAM）

〔日程〕 平成31年9月17日（火）～9月20日（金）《3泊4日》

4. 出前講座

地方公共団体の要望に応じ、講師がお伺いして講義を行います。

5. 自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言

地方公共団体の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、各団体からの要望に応じて、電話・メール・団体への訪問により、きめ細かなアドバイスを提供します。

<相談例> 初めて銀行等から借り入れるような市町村等の借入交渉について助言等を実施

6. 専門家派遣

都道府県が開催する市区町村等を対象とした研修会等に対し、専門家（公認会計士、外部有識者、先進的な取り組みを行っている地方公共団体の職員等）を派遣し、地方公共団体の各種新制度への円滑な移行をサポートします。

① 地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援

新たに地方公営企業会計制度を適用する際に生じる疑問等や経営戦略を策定する際に生じる疑問等を解消するため、都道府県が主催する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣し、実務面でのサポートを実施します。

② 地方公会計制度に係る活用・運用支援

地方公会計制度の活用・運用に関しての疑問等を解消するため、都道府県が主催する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣し、実務面でのサポートを実施します。

情報発信

地方公共団体が資金調達等の財政運営の健全性の確保を行う際に役立つ金融知識、他団体の参考事例及び金融データなどを提供します。

（例）先進事例検索システム、学習用テキスト、Eラーニング、主要経済指標一覧

<お問い合わせ先>

地方支援部 調査企画課・ファイナンス支援課

TEL：03-3539-2676 E-Mail：chihoushien@ifm.go.jp HP:「JFM 地方支援」で検索！



先進事例検索システム

Coming Soon

本システムは、地方公共団体の財政運営や公営企業の経営に関する先進的な取組事例をご紹介します。

具体的には、地方公営企業における広域化・民間活用の事例や第三セクターにおける経営健全化に向けた取組事例など、地方公共団体の関心の高いテーマに関する事例をデータベース化しています。

< 本システムの特徴 >

- ・ 総務省の各種研究会の報告書や雑誌「公営企業」に掲載された事例、当機構の地方支援業務を通じて収集した事例を掲載しています。また、今後も随時、事例を追加していく予定です。
- ・ **フリーワード検索**をはじめ、団体属性又は公営企業、第三セクターなどの事例区分ごとの**絞り込み検索**など、様々な検索が可能です。
- ・ 利用は**無料**です。また、登録などの手続きも不要です。

< 検索画面と検索結果（イメージ） >

フリーワード検索

複数のキーワードを用いて、AND/ORの条件による事例文書の絞り込み検索を行うことができます。

第三セクター

任意の検索条件

公表年度

団体の属性 都道府県

団体名 **岐阜県**

事例区分(大)

・ 第三セクター
・ 岐阜県
で検索してみたよ

事業の必要性の見直しによる整理・統合.pdf

年度	団体の属性	団体名	事例区分(大)	事例区分(小)	事例種類
H28	都道府県	岐阜県	第三セクター	社団法人・財団法人	整理・再生等の抜本的改革を行った事例(統合)

出典
第三セクター改革等先進事例集

一般財団法人への移行に伴う観光事業の収益増加への取り組み.pdf

年度	団体の属性	団体名	事例区分(大)	事例区分(小)	事例種類
H28	市区	岐阜県都上市	第三セクター	社団法人・財団法人	経営健全化に取組んだ事例(経営改革に取組んだ事例(経常赤字から計上黒字への転換、債務超過の解消等))

地方金融機構債について

地方公共団体による機構債での運用について

- 地方公共団体への貸付債権を裏付けとする地方金融機構の発行する債券は、極めて信用力が高く※1、地方公共団体の資金運用に当たって安全で有利な運用手段です。

5年債、10年債、20年債、30年債のほか、投資家のニーズに応じて発行するメニュー（FLIP債※2）などもあり、地方公共団体における多様な運用ニーズに対応しています（平成30年度国内公募債発行見込額：6,000億円程度）。

※1 機構債の格付けは、国債と同じ国内最高水準の格付けです。

※2 FLIP(フリップ)債は、投資家ニーズに応じた年限（2～40年）を発行する地方金融機構独自の債券です（発行規模は2,500億円程度）。

- 半年毎に年間の資金調達計画を公表しているほか、四半期毎に具体的な各月の発行年限や発行額、主幹事の証券会社を公表し、計画的に発行しています。

（参考）平成30年度資金調達計画等

（単位：億円 単位未満四捨五入）

債券の種類	当初	12月までの実績	1月以降の予定額	備考
国内債	6,000	6,435	1,100程度	
10年債	2,250	2,200	600程度	毎月発行
20年債	1,000	1,000	200程度	四半期に2回程度発行
5年債	200	200	—	半年に1回程度発行
30年債	200	200	—	半年に1回程度発行
FLIP債	2,350	2,835	300程度	原則、四半期の期初月発行
国外債	2,500	2,353	100程度	ベンチマーク債を年2回程度発行
フレックス枠	1,100	—	600程度	年間を通じて活用
計	9,600	8,788	1,800程度	

※1 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※2 フレックス枠については、各種国内債・国外債等に活用する。

※3 平成30年12月に見直しを行い、10,600億円に増額している。

- 平成31年度資金調達計画（案）については、平成31年1月末日にHP等で公表の予定です。URL：http://www.jfm.go.jp/ir/bond_nongov_plan.html

平成31年度における公庫債権金利変動準備金の国への帰属について

- 公庫債権金利変動準備金について、平成20年度以降、総額2.7兆円(※)を国に帰属させ、地方交付税財源等に活用。※H31予定額含む
- 地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、以下の国庫帰属に対応。
- ①地方交付税総額確保のため、平成31年度は1,000億円を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ。
 - ※平成29年度から平成31年度までの3年間で総額9,000億円以内を国に帰属させる予定であり、平成29年度及び30年度は、それぞれ4,000億円を国に帰属させた。
- ②上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の財源確保のため、平成31年度は旧資金運用部資金における同繰上償還の実績に応じた額を国に帰属させ、その全額を財政投融资特別会計財政融資資金勘定に繰入れ。
 - ※平成30年度から平成35年度までの6年間で総額15億円以内を国に帰属させる予定であり、平成30年度は年度末に実績に応じた額を国に帰属させる予定。



【参照条文】

地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）（抄）

附 則

（公庫債権金利変動準備金等の帰属）

第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。